

当院における 身体的拘束を最小化する取り組み

1. 身体的拘束に対する方針

当院において、患者又は他の患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

2. 身体的拘束最小化チームの設置

チーム員は医師及び看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師など多職種で構成されています。

3. 身体的拘束最小化チームの活動内容

(1) 身体的拘束最小化に向けたラウンド

(2) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンスを行う。

①3原則の再確認

②身体的拘束を開始した場合は、3原則の当該状況、代替案について検討します。

③患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討を行います。

④意識啓発や予防策等の必要事項の確認・見直しを行います。

(3) 記録及び周知

事業管理者職務代理者を含む職員に結果について周知徹底します。